

平成28年度（1月） 第9回浜北区協議会 次第

日時：平成29年1月26日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

浜松市浜北保健センターの開館時間の変更について

【資料1】

3 その他

(1) その他

(2) 次回の開催予定

4 閉 会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項								
件 名	浜松市浜北保健センターの開館時間の変更について								
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景:本施設は健康相談及び保健指導並びに健康診査などに利用している施設であるが、平成28年10月の区役所移転にあわせて、本施設に勤務していた職員を区役所に集約するとともに、健康相談や窓口での保健指導なども区役所に会場を移して実施している。</p> <p>また、平成29年度からは母子健康手帳の交付も区役所のみで取り扱うこととしている。</p> <p>経緯:区役所移転後は職員が常駐していない施設となったこと並びに集団で実施している幼児健康診査及び妊娠期健康講座などの事業は、継続して本施設で実施するものの、これらの事業はあらかじめ実施日時や対象者が決められていることから、事業実施時間にあわせて開館時間を変更することとした。</p>								
対象の区協議会	浜北区協議会								
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 浜松市浜北保健センターの開館時間を次のとおり改正する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>現行の開館時間</th> <th>改正後の開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から 午後5時まで</td> <td>午前9時から 午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 改正に向け「浜松市保健福祉センター条例」の一部改正を行う。 施行時期：平成29年4月 					現行の開館時間	改正後の開館時間	午前8時30分から 午後5時まで	午前9時から 午後4時30分まで
現行の開館時間	改正後の開館時間								
午前8時30分から 午後5時まで	午前9時から 午後4時30分まで								
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	議会提案時期：平成29年2月議会に条例改正案を提案								
担当課	浜北区 健康づくり課	担当者	石田 茂治	電話	585-1171				

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。